

平成30年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置の内容

テーマ：県税に関する財務事務の執行及び管理について

監査結果報告書（結果・意見）	措置の内容【公表項目】
<p>第3 包括外部監査の結果及び意見</p> <p>II. 総括</p> <p>3. その他の提言事項</p> <p>(3) 税務システムの再開発</p> <p>納税課では、税務システムの機能を補完すべく、県税職員がエクセルで滞納整理システムを自主開発し、最も件数の多い預金の調査・差押等に必要な文書の作成や、滞納整理の進捗状況等の管理等を行っているが、2つのシステムを二重に管理している部分もあることから、次期の税務システムの再開発にあたっては、この滞納整理システムの機能を分析し、優れた部分については税務システム本体に取り込むことを検討すべきである。</p> <p>(4) 金融機関に対する預貯金調査等の電子化</p> <p>滞納者の預貯金の調査については法令に基づき行われているが、年間で数万件に及んでいることから、県はもとより、金融機関の事務負担を軽減するためにも、国、金融機関、システム開発企業の実績状況を注視しながら、預貯金調査の電子化の導入を前向きに検討すべきである。</p> <p>また、預貯金差押のために臨店することは、金融機関等にとっても負担となるため、電子化により差押え事務の軽減を図ることも考える必要がある。</p> <p>(5) 多様な納税環境の整備</p> <p>スマホアプリ等による電子マネーの利用</p>	<p>次期システムの再開発にあたっては、滞納整理システムの機能を分析し、税務システム本体に取り込むことを検討する。</p> <p>令和2年9月から預貯金調査の電子化を導入した。</p> <p>令和2年度から個人事業税、不動産取得税の2税目をコンビ</p>

が拡大している中、キャッシュレス決済の進捗を踏まえ、より多様な納税環境の整備を検討する必要がある。

### Ⅲ. 個別事項

#### 1. 法人県民税・事業税

##### 【意見】 No. 1

法人設立等の申告について、申告書用紙によるものの他に、eLTAXによるものがある。現在、eLTAXによる申告が全体の半数を占めている状況である。県は、法人設立等の申告があった場合、その申告書にもとづき、税務電算システムに入力しているが、eLTAXでの申告があった場合も同様の対応をしている。しかし、同じeLTAXを利用した確定申告については、申告データが税務電算システムに自動的に反映されている。

手入力、入力の間違いを発生するだけでなく、入力者の負担にもなることから、確定申告と同様にeLTAXと税務電算システムとをデータ連携できるように、税務電算システムを改修することが望まれる。

#### 3. 不動産取得税

##### 【意見】 No. 21

不動産取得税における「不動産の取得」には、原始取得と承継取得があるが、このうち原始取得の典型として「建築」という

二納付の対象税目に追加するとともに、新たに自動車税（種別割）、個人事業税、不動産取得税の3税目を対象にスマホアプリ納付を導入した。

また、令和3年度から個人事業税、不動産取得税の2税目をクレジットカード納付の対象税目として追加することを予定している。

現行税務電算システムによるeLTAXとのデータ連携については、改修による対応が困難であるため、次期システムでの導入を検討する。

令和元年11月に北陸三県課税担当者会議において「改築」の把握方法や課税対象とするべき「改築」の判断基準等について

概念がある。

ここで建築とは家屋を新築、増築することのほか、改築（家屋の壁、柱、床、はり、屋根、天井、基礎、昇降の設備その他家屋と一体となって効用を果たす設備について行われた取替え又は取付けで、その取替え又は取付けのための支出が資本的支出と認められるもの）することも含まれる（地方税法第73条第8号）。

課税事務において、不動産の取得は富山県における自主評価、市町村からのデータ提供、登記異動データの収集によって把握がなされている。しかしながら、住宅のリフォームや電気設備・空調設備などの取替え等で資本的支出に該当するものが存在していたとしても、市町村の現地調査や建築確認申請等により把握されるケースを除けば、これらを把握することは難しい。

「改築」についても不動産の取得があったものとして課税するという法令への合規性や課税の網羅性の観点から、市町村とも協力し、現在把握ができていないような「改築」についても把握ができる仕組みを構築することが望まれる。

## 6. 軽油引取税

### 【意見】 No. 29

特別徴収義務者に対して報償金を交付する目的は、徴収制度の円滑な運営を図り、納期限内納入を促進するとともに、「軽油引取税の特別徴収事務については、一般的な特別徴収事務と異なる特別の事情があることにかんがみ、通常必要とされる事務経費をこえる経費の一部を補助する趣旨」（昭和48年旧自治省通達）である。この報償金

情報交換を行った。

今後も「改築」に対する公平で適正な課税の可能性について、他県の状況等を踏まえつつ、市町村とも連携しながら検討していく。

報償金の交付率については、旧自治省通知において、1000分の25を目途に定めることが適当とされていたことから、申告納期限内納入額の交付率は全都道府県で本県と同率、徴収猶予期限内納入額の交付率は42団体で本県と同率となっている。

徴収猶予期限内納入額の交付

制度は国（旧自治省）の指導の下、全都道府県で一般的に実施されている制度であり、富山県の交付率は期限内申告納入額の1000分の25となっており、平成29年度の報償金総額は、総額272,984千円となっている。

この点、軽油引取税の特別徴収義務者は、軽油の引取り、引渡し、納入等の数量の報告、帳簿に記載する義務及び徴収猶予の申請など申告にあたって相当の事務負担を負っていることからそれに対する経費補助の意味合いで交付することは一定の理解が得られるものの、軽油引取税の最終的な負担を負うのは消費者であり、特別徴収義務者は消費者が負担する軽油引取税を一時的に預かり、納入するという当然の義務を果たしているものと考えれば、報償金の交付の水準については、適正水準か否か必要に応じて再考すべきと考えられる。

各都道府県の交付状況を税務課に確認したところ、申告納入期限内納入額の交付率は全都道府県で前述の交付率と同率であるものの、徴収猶予期限内納入額の交付率は、それよりも低い交付率によっている県もあるとの回答であった。

特別徴収義務者における事務負担については、情報処理技術の向上に伴い、必ずしも申告納入額に対して比例的に増減するものではないと考えられる点からも、県として報償金制度の趣旨に即した交付額の適正水準を再考し、交付率や算出方法について今一度見直しを行うことを検討されたい。

## 7. 徴収

【意見】 No. 35

率について、1000分の25を下回る率で設定しているのは4団体と少数となっている。このため、現時点での見直しについては、全国展開する特別徴収義務者が流通経路を変更し、本県以外の都道府県へ申告納入することで、結果的に税収の低下につながるおそれがあるため、難しい状況にある。

今後とも、他県の動向を注視しながら、報奨金の適正水準について、引き続き検討していく。

富山県事務取扱規程に様式を

担当課においては、税務電算システムで作成した還付充当確定一覧表が添付された上で還付充当決議がなされており、還付充当確定一覧表は重要な文書である。また、担当課においては還付充当確定一覧表がチェックの対象となっており、作業上も重要である。

こうした還付充当確定一覧表は還付プロセスでも重要な資料と考えられるが、現状は規程等で定めのない任意の文書に位置づけられる。

還付充当確定一覧表は、上記のとおり還付業務においても重要な文書と考えられることから、同規程に反映することが望まれる。

## 8. 税務システム及び情報セキュリティ

### 【指摘】 No. 40

税務電算システム情報セキュリティ対策実施手順においては、8アクセス制御で「税システム責任者は、特権を付与されたID及びパスワードについて、利用者の端末パスワードよりも定期変更、入力回数制限等のセキュリティ機能を強化しなければならない」と定められている。

しかし、税務電算システムの特権IDのパスワードについても一般IDと同じ年1回の更新頻度となっている。また、特権IDにおけるパスワードの入力回数制限についても一般IDと同様である。

よって、同手順にしたがい、最上位権限を設定した特権IDについてはパスワードの変更頻度を一般IDよりも高めるとともに、パスワードの入力制限回数についても一般IDよりも少なく設定することが求められ

追加した。(R2.4.1施行)

特権IDのパスワードの変更頻度については、令和元年度より年間複数回の変更を実施している。

特権IDのパスワードの入力回数制限については、現行システムでの変更が困難であるため、次期システムでの導入を検討する。

る。

なお、現行のシステムでの対応が困難であれば、次期システムでの導入を検討されたい。

**【意見】 No. 44**

県担当者及び外部委託業者については、明確な業務範囲・権限設定の上、個人情報等に関する情報資産の取扱いについても制限しているが、それらの遵守状況を確認する方法として、ユーザーのアクセスログの閲覧が考えられる。しかし、かかるアクセスログの閲覧は実施されていない。

県担当者及び外部委託業者のアクセスログを閲覧し、不必要なデータベースへのアクセスがないことを確認する等、ユーザーの業務遂行状況について定期的なモニタリングを実施することが望まれる。

なお、現行のシステムでの対応が困難であれば、次期システムでの導入を検討されたい。

現行システムのアクセスログにはモニタリングに対応するための機能はなく、また、現行システムを改修して対応することも困難であるため、次期システムでの導入を検討する。